

市立四日市病院あり方検討委員会 設置要綱**(設 置)**

第1条 市立四日市病院（以下「市立病院」という。）の施設更新計画の具体化に向け、今後の市立病院のあり方について検討するため、市立四日市病院あり方検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、今後の市立病院のあり方について検討し、その結果を四日市市長に報告する。

(組 織)

第3条 委員会は、別表に掲げる12名以内の委員をもって組織し、四日市市長が委嘱又は任命する。

(任 期)

第4条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から第2条に規定する事項の報告までとする。

(委員長および副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会 議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長が議長となる。ただし、この要綱の施行の日以後最初に開かれる会議の招集は、市立四日市病院 新病院施設整備プロジェクトが行う。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員は、事故その他やむを得ない理由により会議に出席できないときは、あらかじめ委員長の承認を得て、代理人（当該委員と同等の知見を有すると認められる者に限る。）を出席させることができる。この場合において、代理人は、会議が開かれる前に委任状を委員長に提出しなければならない。

4 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、説明または意見を聞くことができる。

(庶 務)

第7条 委員会の庶務は、市立四日市病院 新病院施設整備プロジェクトにおいて処理する。

(補 則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月10日から施行する。